

令和 4 年 6 月 10 日

令和 4 年広島県議会 6 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和四年広島県議会六月定例会議案目次（その二）

県第五十五号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	一
県第五十六号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	六
県第五十七号	広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	九
県第五十八号	広島県税条例の一部を改正する条例	一三
県第五十九号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	三八
県第六十号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例の一部を改正する条例	四一
県第六十一号	広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	四四
県第六十二号	港湾管理事務の事務委託に関する協議について	四七
県第六十三号	一級河川の指定変更の同意について	五〇
報第七号	広島県税条例等の一部改正について	五二
報第八号	控訴の提起について	六三

県第五十五号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

例案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

例

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 19 (略)</p> <p>20 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第十三条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この項において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び平成十年十月二十二日以後の旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>25 21 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用について</p>	<p>附則</p> <p>1 19 (略)</p> <p>20 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この項において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び平成十年十月二十二日以後の旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>25 21 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用について</p>

は、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）とする。

は、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）とする。

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)            第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込み</p>	<p>(失業者の退職手当)            第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込み</p>

をした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第三項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。

をした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第三項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十條 (失業者の退職手当) (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>一-四 (略)</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法第四條第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費</p> <p>六 (略)</p> <p>8-12 (略)</p>	<p>第十條 (失業者の退職手当) (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>一-四 (略)</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法第四條第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費</p> <p>六 (略)</p> <p>8-12 (略)</p>

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
  - 二 第二条の規定 令和四年七月一日
  - 三 第三条の規定 令和四年十月一日
- (経過措置)

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第三項の規定は、令

和四年七月一日以後同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(提案理由)

雇用保険法等の一部が改正されたことに伴い、一般職の国家公務員の取扱いに準じて、失業者の退職手当に係る規定の改正を行うため、この条例案を提出する。

県第五十六号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十五条（略）</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</p> <p>第十六条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱を受け得ることがないようにしなければならない。</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第十七条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>二 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第十八条（略）</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>第十六条（略）</p>

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

改正前

(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)  
第二条の五 育児休業法第一条第一項第一号の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)  
第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (略)

第三条 (略)

一一三 (略)

一一三 (略)

四一六 (略)

五一七 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第八条 (略)

第八条 (略)

一一四 (略)

一一四 (略)

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六一七 (略)

六一七 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年十月一日から施行する。

(提案理由)

人事院規則の一部改正等を踏まえ、一般職の国家公務員の取扱いに準じ、勤務環境の整備に関する措置に係る規定を整備するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第五十七号議案

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料  
 条例の一部を改正する条例案  
 広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料  
 条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	別表(第一条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称
(略)	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十一年法律第四十九号以下この項において「法」という。)	(略)	(略)	(略)	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十一年法律第四十九号以下この項において「法」という。)	(略)	(略)
(略)	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年度法律第五十七号以下この項において「法」という。)	輸出証明書発行申請手数料	八七〇円	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	法第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	一 立入調査を行う場合、二 〇、九〇〇円 三 一に掲げる場合以外の場合、一〇、四〇〇円	(略)	(略)	(略)	(略)





<p>法第五条の六第一項管理計画更新の規定による管理計画認定申請手数料に対する審査</p>	<p>法第五条の七第一項管理計画変更の規定による管理計画認定申請手数料に対する審査</p>	<p>つては、五、二〇〇円を、一を越える長期修繕計画の数の二、九〇〇円を乗じた額を加えた額</p>	<p>一 長期修繕計画の数が一である場合 二九、六〇〇円 （事前確認を受けた場合にあっては、五、二〇〇円） 二 長期修繕計画の数が二以上である場合 二九、六〇〇円に、一を越える長期修繕計画の数の二、九〇〇円を乗じた額を加えた額 事前確認を受けた場合にあっては、五、二〇〇円に、一を越える長期修繕計画の数の二、九〇〇円を乗じた額を加えた額</p>	<p>一 長期修繕計画の数が一である場合 11 から6までに掲げる変更事項の区分に応じ当該区分に定める額を合算した額 1 管理組合の運営の基準に係るもの 四、九〇〇円 2 管理規約の基準に係るもの 四、〇〇〇円 3 管理組合の管理の基準に係るもの 四、七〇〇円 4 長期修繕計画の作成又は見直し</p>

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

の基準に係るもの  
 九、八〇〇円  
 5| 組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係るもの  
 三、〇〇〇円  
 6| 1| から5| までに掲げるもの以外のもので、  
 二、〇〇〇円  
 二| 長期修繕計画の数が二以上である場合  
 一| から五| までに掲げる変更項の区分に応じ当該区分に定める額を合算した額  
 1| 管理組合の運営の基準に係るもの  
 四、九〇〇円  
 二| 管理規約の基準に係るもの  
 四、〇〇〇円  
 円に二を乗じ、  
 超える長期修繕計画の数が二、七〇〇円を乗じた額を加えた額  
 3| 管理組合の経理の基準に係るもの  
 四、七〇〇円  
 円に二を乗じ、  
 超える長期修繕計画の数が二、八〇〇円を乗じた額を加えた額



「法」といって  
いう。

宅の場合  
七二、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては一九、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては一九、〇〇〇円)

四 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画により増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行うおとす住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
一六九、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては三五、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては三五、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七一、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては五八、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付す

「法」といって  
いう。

九、〇〇〇円

四 長期優良住宅建築等計画により増築し、又は改築し、又は改築しよとす住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
一六九、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては三五、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては三五、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七一、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては五八、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付す

る場合にあっては五八〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五三五、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては九七、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては九七、〇〇〇円)

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
九五八、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては一五五、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては一五五、〇〇〇円)

5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一、六四七、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては二三七、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては二三七、〇〇〇円)

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを

る場合にあっては五八〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五三五、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては九七、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては九七、〇〇〇円)

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
九五八、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては一五五、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては一五五、〇〇〇円)

5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一、六四七、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあっては二三七、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては二三七、〇〇〇円)

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを

<p>(略)</p> <p>法第八条第一項の規 定による長期優良住 宅建築等計画又は長 期優良住宅維持保全 計画の変更の認定の 申請に対する審査</p>	<p>(略)</p> <p>長期優良住宅 建築等計画又は 長期優良住宅 維持保全計画 変更認定申 請手数料</p>	<p>(略)</p> <p>一・二 (略) 長期優良住 宅建築等計画 又は長期優良 住宅維持保全 計画の変更に より増築し、</p>	<p>〇〇〇平方 メートルを 超え二〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三、〇四八、 〇〇〇円 (確認書を 添付する場 合にあって は四〇三、 〇〇〇円) 住宅性能評 価書を添付 する場合に あっては四 〇三、〇〇 〇円) 7 床面積の 合計が二〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え三〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 四、三五五、 〇〇〇円 (確認書を 添付する場 合にあって は五二〇、 〇〇〇円) 住宅性能評 価書を添付 する場合に あっては五 一〇、〇〇 〇円) 8 床面積の 合計が三〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 五、三三五、 〇〇〇円 (確認書を 添付する場 合にあって は五八〇、 〇〇〇円) 住宅性能評 価書を添付 する場合に あっては五 八〇、〇〇 〇円)</p>
--	---	--	--

<p>(略)</p> <p>法第八条第一項の規 定による長期優良住 宅建築等計画の変更 の認定の申請に対す る審査</p>	<p>(略)</p> <p>長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手 数料</p>	<p>(略)</p> <p>一・二 (略) 長期優良住 宅建築等計画 の変更により 増築し、又は 改築しようとする 住宅が一</p>	<p>〇〇〇平方 メートルを 超え二〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三、〇四八、 〇〇〇円 (確認書を 添付する場 合にあって は四〇三、 〇〇〇円) 住宅性能評 価書を添付 する場合に あっては四 〇三、〇〇 〇円) 7 床面積の 合計が二〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え三〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 四、三五五、 〇〇〇円 (確認書を 添付する場 合にあって は五二〇、 〇〇〇円) 住宅性能評 価書を添付 する場合に あっては五 一〇、〇〇 〇円) 8 床面積の 合計が三〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 五、三三五、 〇〇〇円 (確認書を 添付する場 合にあって は五八〇、 〇〇〇円) 住宅性能評 価書を添付 する場合に あっては五 八〇、〇〇 〇円)</p>
---	---	--	--

若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする住宅が二戸建ての住宅の場合、七二、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、一六九、〇〇〇円)  
 宅性能評価書を添付する場合にあっては、一六九、〇〇〇円  
 四 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更により増築し、又は改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額  
 1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一六九、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、三五、〇〇〇円)  
 宅性能評価書を添付する場合にあっては、三五、〇〇〇円)  
 2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七一、〇〇〇円

戸建ての住宅の場合、七二、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、一六九、〇〇〇円)  
 四 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築し、又は改築しようとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあっては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額  
 1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一六九、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、三五、〇〇〇円)  
 2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七一、〇〇〇円

○○○○円  
 (確認書を添付する場合は五八、○○○円、住宅性能評価書を添付する場合は五八、○○○円)  
 3 床面積の合計が一、○○○平方メートルを超え三、○○○平方メートル以内のもの、五三五、○○○円  
 (確認書を添付する場合は九七、○○○円、住宅性能評価書を添付する場合は九七、○○○円)  
 4 床面積の合計が三、○○○平方メートルを超え五、○○○平方メートル以内のもの、九五八、○○○円  
 (確認書を添付する場合は一五五、○○○円、住宅性能評価書を添付する場合は一五五、○○○円)  
 5 床面積の合計が五、○○○平方メートルを超え一〇、○○○平方メートル以内のもの、一、六四七、○○○円  
 (確認書を添付する場合は二三七、○○○円)

○○○○円  
 (確認書を添付する場合は五八、○○○円)  
 3 床面積の合計が一、○○○平方メートルを超え三、○○○平方メートル以内のもの、五三五、○○○円  
 (確認書を添付する場合は九七、○○○円)  
 4 床面積の合計が三、○○○平方メートルを超え五、○○○平方メートル以内のもの、九五八、○○○円  
 (確認書を添付する場合は一五五、○○○円)  
 5 床面積の合計が五、○○○平方メートルを超え一〇、○○○平方メートル以内のもの、一、六四七、○○○円  
 (確認書を添付する場合は二三七、○○○円)

住宅性能評価書添付する場合ありは三三〇〇〇円  
 6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三、〇四八、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合ありは四〇三、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書添付する場合ありは四〇三、〇〇〇円(田)  
 7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三三三、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合ありは五二〇、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書添付する場合ありは五二〇、〇〇〇円(田)  
 8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 五、三三三、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合ありは五八〇、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書添付する場合ありは五八〇、〇〇〇円(田)

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三、〇四八、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合ありは四〇三、〇〇〇円)  
 7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三三三、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合ありは五二〇、〇〇〇円)  
 8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 五、三三三、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合ありは五八〇、〇〇〇円)

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
種別	金額	種別	金額
一五(略)	(略)	一五(略)	(略)
六 選定療養のうち初診及び再診に選定療養であつて係る加算料	初診及び再診に係るものの費用として、七、七〇〇円以内で管理者が定める額	六 選定療養のうち初診及び再診に選定療養であつて係る加算料	初診及び再診に係るものの費用として、五、五〇〇円以内で管理者が定める額
備考(略)	七二(略)	備考(略)	七二(略)

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和四年七月一日
- 三 第三条及び第四条の規定 令和四年十月一日

(提案理由)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴う輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る申請手数料の新設など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第五十八号議案

広島県税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県税条例の一部を改正する条例案

広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の県民税に係る扶養親族等申告書） 第二十九条の五（略） 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に「公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>	<p>（個人の県民税に係る扶養親族申告書） 第二十九条の五（略） 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に「公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>
附則	附則
<p>第六条の四の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき</p>	<p>第六条の四の二 平成二十二年度から令和十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき</p>

租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)に相当する金額(当該金額が三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)を超える場合には、三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円))を、当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)  
第六条の四の三 (略)

(略)	(略)	(略)
附則第六 条の四の 二第一項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第十三条 第一項の規定に

租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)に相当する金額(当該金額が三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)を超える場合には、三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円))を、当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十七項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)  
第六条の四の三 (略)

(略)	(略)	(略)
附則第六 条の四の 二第一項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第十三条 第一項の規定に

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の第二項から第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)  
 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  
 第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の第二項から第九項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)  
 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  
 第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等

の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号、附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第三項及び附則第六条の四の三第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号、次項及び附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2| 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項及び第三項並びに附則第六条の四の三第三項の規定の適用については、附則第六条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」とし、同項及び同条第三項並びに附則第六条の四の三第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）  
第十條の二（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）  
第十條の二（略）

- 2 (略)
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで又は第三十七条の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
- 4 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
- 4 (略)

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の納税義務者等) 第五十六条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 地方税法施行規則第七条の三第四項本文、第七条の三の二第四項本文又は同条第五項本文の規定により補正の方法を申し出ようとする者は、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告するとき（同条ただし書の規定により当該申告を要しない場合は、取</p>	<p>(不動産取得税の納税義務者等) 第五十六条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 地方税法施行規則第七条の三第四項本文、第七条の三の二第四項本文又は同条第五項本文の規定により補正の方法を申し出ようとする者は、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなけ</p>

得の日から六十日以内)に次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

一一五 (略)

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合又は次項に掲げる規定のいずれかに該当する者を除く。)は、この限りでない。

一一四 (略)

2 (略)

3 知事は、不動産を取得した者に対し不動産取得税の賦課徴収に関し必要な書類の提出又は必要な事項の報告を求めることができる。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第六十三条 市町長は、法第七十三条の十八第四項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格、法第七十三条の二十一第一項ただし書の規定に該当すると認められる不動産については当該増築、改築、損壊、地目の変換、その他特別の事情による変化等当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

2 (略)

(住宅の用に供する土地の取得等に対する不動産取得税の徴収猶予の申告手続)

第六十五条 法第七十三条の二十五第一項の規定により不動産取得税について法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日(法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。)から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合

ればならない。

一一五 (略)

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。

一一四 (略)

2 (略)

3 知事は、不動産を取得した者に対し不動産取得税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第六十三条 市町長は、法第七十三条の十八第三項の規定によつて不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格、法第七十三条の二十一第一項但書の規定に該当すると認められる不動産については当該増築、改築、損壊、地目の変換、その他特別の事情による変化等当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

2 (略)

(住宅の用に供する土地の取得等に対する不動産取得税の徴収猶予の申告手続)

第六十五条 法第七十三条の二十五第一項の規定により不動産取得税について法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日(法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。)から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合

既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第二項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第二項の規定に該当することとなる場合限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していることを証するに足る書類を添付して、当該土地の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行うことを証するに足る書類を添付して、当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

1—3 (略)  
3 法第七十三条の二十七の三第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地又は家屋を収用することができる事業（以下この項において「公共事業」という。）の用に供するため当該不動産を取得した日から一年以内に当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、又は公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けようとする者であることを証する書類を添付して、当該不動産の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

1—4 (略)  
4 法第七十三条の二十七の四第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転することを証するに足る書類を添付して、当該不動産の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければ

既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第二項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第二項の規定に該当することとなる場合限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していることを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行うことを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

1—3 (略)  
3 法第七十三条の二十七の三第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地又は家屋を収用することができる事業（以下この項において「公共事業」という。）の用に供するため当該不動産を取得した日から一年以内に当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、又は公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けようとする者であることを証する書類を添付して、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

1—4 (略)  
4 法第七十三条の二十七の四第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する

ばならない。

一―四 (略)

5 法第七十三条の二十七の五第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の五第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、再開発会社が建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体に当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を譲渡することを証するに足る書類を添付して、当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一―三 (略)

6 法第七十三条の二十七の六第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、農地中間管理機構が当該土地の取得の日から五年以内(当該土地が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの間)に農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資することを証するに足る書類を添付して、当該土地の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一―二 (略)

7 法第七十三条の二十七の七第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の七第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地改良区が前条第四項第二号の換地の取得の日から二年以内に当該換地を譲渡することを証するに足る書類を添付して、当該換地の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一―三 (略)

附則

(不動産取得税の非課税等に係る申告手続)

際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一―四 (略)

5 法第七十三条の二十七の五第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の五第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、再開発会社が建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体に当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を譲渡することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一―三 (略)

6 法第七十三条の二十七の六第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、農地中間管理機構が当該土地の取得の日から五年以内(当該土地が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの間)に農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一―二 (略)

7 法第七十三条の二十七の七第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の七第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地改良区が前条第四項第二号の換地の取得の日から二年以内に当該換地を譲渡することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一―三 (略)

附則

(不動産取得税の非課税等に係る申告手続)

第十二条 (略)  
2 前項の規定の適用については、第六十一条第一項中「又は次項に掲げる規定」とあるのは「又は次項若しくは附則第十二条第一項に掲げる規定」と読み替えるものとする。

第十二条 (略)

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)  
第三十八条の四 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)  
第三十八条の四 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則

附則

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)  
第八条 (略)  
2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)  
第八条 (略)  
2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)(に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第三十五条第一項及び第二項並びに第三十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は適用しない。  
一 法第三十二条第十三項ただし書の規定の

3 (略)

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十一条の二の四 県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第二十一条第一項第三十七号の確定申告書(租税特別措置法第三十七條の十二の二第九項(同法第三十七條の十三の二第十項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百二十二条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。を提出した場合(租税特別措置法第三十七條の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る。))に限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき(租税特別措置法第三十七條の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。))に限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の五第一項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

適用がある場合

二 法第三十二条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定の適用をしないことが適当であると市町長が認めるとき。

3 (略)

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十一条の二の四 県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十九条の四の規定による申告書を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出した場合を含む。))に限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二の第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。))を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出した場合を含む。))に限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の五第一項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

5・6 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の九 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5・6 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)[前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき)市町長が認めるときを含む。]に限り、適用する。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の九 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)[前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき)市町長が認めるときを含む。]に限り、適用する。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

一 法第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第三十八条の四の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の同条第四項に規定する条約適用配当等申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三十二条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第三十二条第十五項」とする。

## 附則

### （施行期日）

第一条 この条例は、令和五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第四条の規定 令和五年四月一日

二 第三条、附則第三条及び第五条の規定 令和六年一月一日

### （県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）第三十九条の五第二項の規定は、附則第一条本文に規定する日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十九条の五第二項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の広島県税条例第三十九条の五第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第六条の四の二第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年

法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第六条の四の三の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の広島県税条例（以下「六年新条例」という。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 六年新条例附則第十一条の二の四第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式会社等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）（一）と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の広島県税条例の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例(令和三年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(個人の県民税に係る扶養親族等申告書)  
第三十九条の五 (略)

(個人の県民税に係る扶養親族等申告書)  
第三十九条の五 (略)

2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)(自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))をいう。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)(自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))をいう。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。))を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

附則

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)  
第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課す

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)  
第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課す

べき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から第十一条の二の二まで、附則第十一条の二の四から第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにおいて「前年」という。）の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）は、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)

べき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から第十一条の二の二まで、附則第十一条の二の四から第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにおいて「前年」という。）の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）は、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税及び不動産取得税に関する規定を改正するため、この条例案を提出する。

県第五十九号議案

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地域再生法に規定する地方活力向上地域における  
 県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一  
 部を改正する条例案  
 地域再生法に規定する地方活力向上地域における  
 県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一  
 部を改正する条例案

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税及び不動産取得税の課税免除)                      第二条 (略)                      一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課すべき事業税の額</p> <p>二 不動産取得税 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び</p>	<p>(事業税及び不動産取得税の課税免除)                      第二条 (略)                      一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び</p> <p>二 不動産取得税 公示日から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び</p>

その敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額

2・3 (略)

その敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額

2・3 (略)

(不動産取得税の不均一課税)

第四条 公示日から令和六年三月三十一日まで  
の間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第二項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。

一・二 (略)  
2・3 (略)

(不動産取得税の不均一課税)

第四条 公示日から令和四年三月三十一日まで  
の間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第二項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。

一・二 (略)  
2・3 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、企業における地方拠点の強化を促進する特例措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税及び不動産取得税の特例措置を延長するとともに、その適用要件を緩和するため、この条例案を提出する。

県第六十号議案

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における  
 県税の課税免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例の一部を改正する条例案を次  
 のように提出する。

令和四年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
 に規定する産業振興促進区域における県税の課税  
 免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例  
 の一部を改正する条例案

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
 に規定する産業振興促進区域における県税の課税  
 免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例  
 の一部を改正する条例

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域におけ  
 る県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域に  
 おける県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)の一部を次のよう  
 に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

	改正後	改正前
	(用語) 第二条 (略)	(用語) 第一条 (略)
	一 (略)	一 (略)
	二 (略)	二 (略)
	イ (略)	イ (略)
	ロ 法第三条第一項(法第四十三條第一項 の規定により読み替えて適用される場合 を含む。)の規定及び法第四十一條第三 項の規定により準用される同条第二項の 規定により過疎地域とみなされる区域 三十七 (略)	ロ 法第三条第一項の規定及び法第四十一 條第三項の規定により準用される同条第 二項の規定により過疎地域とみなされる 区域 三十七 (略)
	附則	附則
1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 市町計画が定められた日(当該計画が変更	2 市町計画が定められた日(当該計画が変更	2 市町計画が定められた日から三十日を経過

された場合は変更された日。以下この項において同じ。)から三十日を経過する日以前に、第四条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの期限は市町計画が定められた日から三十日以内とする。

する日以前に、第四条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの期限は市町計画が定められた日から三十日以内とする。

(広島県中山間地域振興条例の一部改正)

第二条 広島県中山間地域振興条例(平成二十五年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域(同法第三条第一項(同法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第四十一条第一項及び第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域(同法第二条第一項、第四十一条第一項及び第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

(提案理由)

令和二年の国勢調査の結果に基づき、新たに県内の一部が過疎地域の区域とされたことを踏まえ、関係条例における過疎地域の区域の定義の見直しを行うため、この条例案を提出する。

県第六十一号議案

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車における公費の支払)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万六千円を超える場合には、一万六千円）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による</p>	<p>(選挙運動用自動車における公費の支払)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による</p>

候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなつたときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ（略）

（ビラの作成における公費の支払）  
第八条（略）

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円七十三銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十八万六千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成における公費の支払）  
第十一条（略）

- 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。）
- 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七万六千五百五十四円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

よる候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなつたときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ（略）

（ビラの作成における公費の支払）  
第八条（略）

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十七万五千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成における公費の支払）  
第十一条（略）

- 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百二十五円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。）
- 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額算定の基礎となる単価を改定するため、この条例案を提出する。

## 県第六十二号議案

### 港湾管理事務の事務委託に関する協議について

広島県と坂町との間における港湾管理事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年六月十日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と坂町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約

第一条 広島県（以下「甲」という。）は、広島港における別表に掲げる港湾施設（以下「委託施設」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を坂町（以下「乙」という。）に委託する。

- 一 広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）に関する事務
- 二 委託施設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可に関する事務（プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務を除く。）
- 三 委託施設の維持修繕（甲の指定する維持修繕を除く。）及び甲の指定する港湾施設の新設又は改良に関する事務

第二条 前条第一号及び第二号に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

第三条 次に掲げる場合においては、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

- 一 第一条第一号に掲げる事務のうち委託施設の一年以上の使用許可をしようとするとき。
- 二 第一条第二号の許可（電柱、標柱、看板、地下埋設物その他これらに類するものの敷地の用に供する場合の許可を除く。）をしようとするとき。
- 三 第一条第三号に掲げる事務（一件百万円未満の維持修繕を除く。）を行おうとするとき。

第四条 委託事務の管理及び執行に要する経費並びに甲が乙の区域内における公営企業債による港湾施設の新設又は改良（港湾施設用地の造成を除く。）の経費に充てた起債の償還に要する経費は、甲及び乙の負担とし、その額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て乙の収入とする。

第六条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において他の予算と分別して計上するものとする。

第七条 乙は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る決算において剰余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

第八条 乙は、各年度において出納閉鎖後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表した場合は、遅滞なく当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

第九条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。

第十条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

1 この規約は、甲乙協議して定める日から施行する。

2 事務の委託を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合において、剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。

別表（第一条関係）

名 称	所 在 地
ベイサイドビーチ坂・親水公園	坂町字水落山、坂町字水尻、坂町字魚見
ベイサイドビーチ坂駐車場	坂町字水落山、坂町字水尻、坂町字魚見

(提案理由)

広島県と坂町との間における港湾管理事務の事務委託に関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求めらる。

県第六十二号議案

一級河川の指定変更の同意について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第六項の規定により、次のとおり一級河川の指定を変更することについて、国土交通大臣から知事の意見を求められたので、これに同意することについて、同条第四項の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年六月十日提出

広島県知事 湯崎英彦

江の川水系に係る河川について、次表のとおり一級河川の指定を変更すること。

変更		変更		変更		変更		区分	名称	区間	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧				
四通川	四通川	小谷川	小谷川	板木川	板木川	上村川	上村川	上流端	下流端		
右岸 山県郡北広島町川井字大上戸六九〇番四地先	左岸 山県郡北広島町川井字大上戸六八七番地先	右岸 山県郡千代田町大字川井字岡田二五四番の二地先	左岸 山県郡千代田町大字川井字大上戸六九〇番の一 địa先	右岸 高田郡美土里町大字本郷字平ヶ岡三〇五番の一 địa先	左岸 高田郡美土里町大字本郷字平ヶ岡三〇五番の二地先	右岸 三次市粟屋町七六番四地先	左岸 三次市粟屋町八三番三地先	右岸 三次市粟屋町字地主平四八番の一 địa先	左岸 三次市三和町大字上板木字山崎八番地先	右岸 三次市三和町大字上板木字山崎九番地先	江の川への合流点
		右岸 安芸高田市美土里町本郷字平ヶ岡三四五番地先	左岸 安芸高田市美土里町本郷字平ヶ岡三三七番の二地先	右岸 高田郡美土里町大字本郷字小谷三四四六番地先	左岸 三次市三和町上板木字山崎二番一 địa先						江の川への合流点
											江の川への合流点

(提案理由)

江の川水系に係る一級河川の一部の指定を変更することについて、国土交通大臣から知事の意見を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

報第七号

広島県税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求めらる。

令和四年六月十日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

広島県税条例等の一部を改正する条例

（広島県税条例の一部改正）

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（事業税の納税義務者等）  
第四十七条（略）

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ（略）

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）  
（）、ガス供給業のうちガス事業法（昭和十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業（以下この節において「導管ガス供給業」という。）、保

（事業税の納税義務者等）  
第四十七条（略）

一 次号及び第二号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ（略）

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）  
（）、ガス供給業（ガス事業法（昭和十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの）のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び

除業並びに貿易保険業 収入割額

三 (略)

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十一条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第二十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二十一条第九項に規定するガス製造事業をいう)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第五十条第一項及び第四項において「特定ガス供給業」という。)の収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業

二・三 (略)

四 第四十七条第一項第四号に掲げる事業

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。)、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十一条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業の収入割額

三 (略)

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号及び第二号に掲げる事業以外の事業

二・三 (略)

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 四百万円以下の金額	百分の〇・四
各事業年度の所得のうち年 四百万円を超え年八百万 円以下の金額	百分の〇・七
各事業年度の所得のうち年 八百万円を超える金額	百分の一

二・三 (略)

2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

二・三 (略)

2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

4| 3 (略)

特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
  - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
  - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三を乗じて得た金額
  - 五| 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)
- 〔が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。〕

- 一 (略)
- 二 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)  
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)  
又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)  
についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 (略)
- 一—三 (略)

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の申告手続)  
第五十七条の二 法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該住宅の取得後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が調査により同条第一項又は第三項の規定の適用があるべき者として認める場合は、この限りでない。

- 2 (略)
- 一—四 (略)

3 (略)

4| 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額
- イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額
- ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額
- ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額
- 二 (略)
- 三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)  
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)  
又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)  
についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 (略)
- 一—三 (略)

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の申告手続)  
第五十七条の二 法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該住宅の取得後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

- 2 (略)
- 一—四 (略)

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)  
第五十七条の三 法第七十三条の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

2 法第七十三条の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

3 法第七十三条の十四第十四項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)  
第六十一条 (略)

2 法第七十三条の四から第七十三条の七までの規定のいずれかに該当する者又は法第七十三條の十四第七項から第十五項までの規定のいずれかに該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書にその旨を証明するに足る権限のある機関の証明書その他の書類を添付しなければならぬ。

3 (略)

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続)  
第六十四条 法第七十三条の二十四第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が調査により同条第一項から第三項までの規定の適用があるべき者として認める場合は、この限りでない。

一一五 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)  
第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下 の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第五項第一号中「百分の四・九」と

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)  
第五十七条の三 法第七十三条の十四第十一項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

2 法第七十三条の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

3 法第七十三条の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)  
第六十一条 (略)

2 法第七十三条の四から第七十三条の七までの規定のいずれかに該当する者又は法第七十三條の十四第六項から第十四項までの規定のいずれかに該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書にその旨を証明するに足る権限のある機関の証明書その他の書類を添付しなければならぬ。

3 (略)

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続)  
第六十四条 法第七十三条の二十四第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

一一五 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)  
第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下 の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第四項第二号中「百分の四・九」と

あるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「二年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、「四年」とする。

あるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「二年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、「四年」とする。

（広島県税条例等の一部を改正する条例附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の広島県税条例の一部改正）

第二条 広島県税条例等の一部を改正する条例（令和二年広島県条例第三十五号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（事業税の納税義務者等）  
第四十七条（略）

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ（略）  
ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八

（事業税の納税義務者等）  
第四十七条（略）

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ（略）  
ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八

号) 第二条第十二項に規定する投資法人  
資産の流動化に関する法律(平成十年法  
律第百五号) 第二条第三項に規定する特  
定目的会社並びに一般社団法人(非営利  
型法人(法人税法第二条第九号の二に規  
定する非営利型法人をいう。以下この号  
において同じ。))に該当するものを除く。  
)及び一般財団法人(非営利型法人に該  
当するものを除く。)並びにこれらの法  
人以外の法人で資本金の額若しくは出資  
金の額が一億円以下のもの又は資本若し  
くは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。  
)、ガス供給業のうちガス事業法(昭和二  
十九年法律第五十一号) 第二条第五項に規  
定する一般ガス導管事業及び同条第七項に  
規定する特定ガス導管事業(以下この節に  
おいて「導管ガス供給業」という。)、保  
険業並びに貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等(法  
第七十二条の二第二項第三号に規定する小  
売電気事業等をいう。以下この節において  
同じ。)、発電事業等(同号に規定する発  
電事業等をいう。以下この節において同じ  
)及び特定卸供給事業(同号に規定する特  
定卸供給事業をいう。以下この節において  
同じ。)) 次に掲げる法人の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第一条第  
十項に規定するガス製造事業者(同法第五  
十四条の二に規定する特別一般ガス導管事  
業者に係る同法第二十八条第二項第四号の  
供給区域内においてガス製造事業(同法第  
二条第九項に規定するガス製造事業をいう  
)を行う者に限る。))が行うもの(導管ガ  
ス供給業を除く。第五十条第一項及び第四  
項において「特定ガス供給業」という。))  
収入割額、付加価値割額及び資本割額の  
合算額

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)  
第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の  
事業

二・三 (略)

四 第四十七条第一項第四号に掲げる事業

号) 第二条第十二項に規定する投資法人  
資産の流動化に関する法律(平成十年法  
律第百五号) 第二条第三項に規定する特  
定目的会社並びに一般社団法人(非営利  
型法人(法人税法第二条第九号の二に規  
定する非営利型法人をいう。以下この号  
において同じ。))に該当するものを除く。  
)及び一般財団法人(非営利型法人に該  
当するものを除く。)並びにこれらの法  
人以外の法人で資本金の額若しくは出資  
金の額が一億円以下のもの又は資本若し  
くは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。  
)、ガス供給業(ガス事業法(昭和二十九  
年法律第五十一号) 第二条第五項に規定す  
る一般ガス導管事業及び同条第七項に規定  
する特定ガス導管事業以外のものうち、  
同条第十項に規定するガス製造事業者及び  
電気事業法等の一部を改正する等の法律(平  
成二十七年法律第四十七号) 附則第二十  
二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガ  
ス小売事業者(同項の義務を負う者に限る  
)以外の者が行うものを除く。以下この節  
において同じ。))、保険業及び貿易保険業  
収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等(法  
第七十二条の二第二項第三号に規定する小  
売電気事業等をいう。以下この節において  
同じ。))及び発電事業等(同号に規定する  
発電事業等をいう。以下この節において同  
じ。)) 次に掲げる法人の区分に応じ、そ  
れぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

四 (法人の課税標準の区分経理の義務)  
第四十九条 (略)

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)  
第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業

二・三 (略)

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 (略)
- イ・ロ (略)
- ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

二・三 (略)

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一・二 (略)
- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
  - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
  - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
  - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三を乗じて得た金額

5 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの（第四十七条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 (略)
- イ・ロ (略)
- ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 四百万円以下の金額	百分の〇・四
各事業年度の所得のうち年 四百万円を超え年八百万円 以下の金額	百分の〇・七
各事業年度の所得のうち年 八百万円を超える金額	百分の一

二・三 (略)

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一・二 (略)
- 4 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額
  - イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額
  - ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額
- ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

一 (略)  
二 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)  
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号に掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号口に掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号に掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号口に掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一―三 (略)  
2 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)  
第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第五項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

二 (略)  
三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)  
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号に掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号口に掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号に掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号口に掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一―三 (略)  
2 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)  
第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第四項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(中小法人に対する不均一課税)  
 第三条 (略)  
 2・3 (略)  
 4 法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項若しくは同法第百四十四条の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は県税条例第四十六条の二第一項第二号の規定により申告書を提出すべき法人の法人税額が年千万円以下である旨の判定は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人税額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。

5 (略)

(中小法人に対する不均一課税)  
 第三条 (略)  
 2・3 (略)  
 4 法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は県税条例第四十六条の二第一項第二号の規定により申告書を提出すべき法人の法人税額が年千万円以下である旨の判定は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人税額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。

5 (略)

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第四条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)            第二条 (略)            一一五 (略)            六 特別償却設備 市町計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第四項の表の第一号の中欄又は第四十五条第三項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第四項の表の第一号の下欄又は第四十五条第三項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。            イ・ロ (略)</p>	<p>(用語)            第二条 (略)            一一五 (略)            六 特別償却設備 市町計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。            イ・ロ (略)</p>
七 (略)	七 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（附則第四条において「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の広島県税条例等の一部を改正する条例（令和二年広島県条例第三十五号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の広島県税条例（以下この条において「新令和二年改正前条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前条例第四十七条第一項第三号並びに第五十条第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

二 専決処分年月日

令和四年三月三十一日

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されること等に伴い、法人の事業税、不動産取得税等に関する改正規定が、一部の規定を除き令和四年四月一日から施行されたため、広島県税条例等の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求めらる。

報第八号

控訴の提起について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求めらる。

令和四年六月十日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

1 相手方

[Redacted]

2 控訴の趣旨

広島地方裁判所令和二年(ワ)第七七号損害賠償請求事件につき、令和四年三月二十三日に県に対して言い渡された判決を取り消し、相手方の請求を棄却する旨の判決を求めらる。

3 管轄裁判所

広島高等裁判所

二 専決処分年月日

令和四年三月三十一日

(提案理由)

原告 同 及び同 と被告広島県との広島地方裁判所令和二年(ワ)第七七号損害賠償請求事件につき、令和四年三月二十三日に県に対して言い渡された判決は不服であるため、控訴しようとしたものであるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。